

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	規 則	ペー ジ
○ 北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】		3
	訓 令	
○ 北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令【総務企画局総務部文書課】		6
	人事委員会	
○ 職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局任用課】		7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市漫画ミュージアムの事務分掌等を定めることにしました。
この規則は、平成24年8月3日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第74号

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第3条 市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化政策課施設係の項第2号中「文学館」の次に「、漫画ミュージアム」を加える。

(北九州市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市事業所事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び文学館」を「、文学館及び漫画ミュージアム」に改める。

別表第1の市民文化スポーツ局の項中

「

	北九州市立 文学館	北九州市小倉北区 城内4番1号	第2類	館長
--	--------------	--------------------	-----	----

を

」

「

	北九州市立 文学館	北九州市小倉北区 城内4番1号	第2類	館長
	北九州市漫 画ミュージ アム	北九州市小倉北区 浅野二丁目14番 5号	第2類	館長

に

」

改める。

別表第2の文学館の項の次に次のように加える。

漫画ミュージアム

庶務係

(1) 館の庶務に関すること。

- (2) 館の管理運営に関すること。
- (3) 閲覧エリアに係る漫画関連資料等の収集、保管及び展示に関すること。

企画係

- (1) 館の広報に関すること。
- (2) 漫画関連資料等（閲覧エリアに係るものを除く。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 漫画関連資料等の調査研究に関すること。
- (4) 漫画等についての特別展、講演会及び講座等の企画及び開催に関すること。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年8月3日から施行する。
(北九州市会計規則の一部改正)
- 2 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の市民文化スポーツ局の項中

「

文学館	文学館副館長
-----	--------

を

」

「

文学館	文学館副館長
漫画ミュージアム	漫画ミュージアム副館長

に

」

改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

- 3 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の市民文化スポーツ局の項中

「

		日曜日 等以外 の日	午前 10 時3 0分	午後 7時 15 分		
--	--	------------------	----------------------	---------------------	--	--

を

		日曜日 等以外 の日	午前 10 時3 0分	午後 7時 15 分			
漫画ミ ュージ アム	一般 事務 員	A	午前 10 時3 0分	午後 7時 15 分	勤務時間 中に1時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	4週間を 通じ8日 所属長の 指定する 日	区分 の指 定は 、所 属長 が行 う。
		B	午前 10 時4 5分	午後 7時 30 分			
		C	午前 11 時4 5分	午後 8時 30 分			

に

改める。

北九州市訓令第6号

庁中一般

北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年7月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令

北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の21の表を別表第2の22の表とし、別表第2の5の表から別表第2の20の表までを1表ずつ繰り下げ、別表第2の4の表の次に次の1表を加える。

5 漫画ミュージアムに関する事項

専決権者	専決事項
館長	(1) 漫画関連資料等の収集及び調査研究の方針の決定に関する事務 (2) 漫画ミュージアムの特別展、講演会及び講座等の企画及び開催に関する事務 (3) 漫画関連資料等で重要でないものの購入品目の選定に関する事務

付 則

この訓令は、平成24年8月3日から施行する。

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月27日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第8号

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の昇任に関する規則（昭和43年北九州市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1) 行政職の表の ^{一般事務員}の項5等級の欄中「文学館副館長」を ^{一般技術員}「文学館副館長
漫画ミュージアム副館長」に改め、同項6等級の欄中「文学館長」を

「文学館長
漫画ミュージアム館長」に改める。

付 則

この規則は、平成24年8月3日から施行する。